



議員提出議案

意見書

今定例会では、5件を上程し、いずれも可決、内閣総理大臣等へ送付しました。(一部抜粋)

無年金者対策の推進を求め る意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

障がい者の命と尊厳を守り障 害者施設の安全確保を求める 意見書

相模原市の県立津久井やまゆり園において、死者19名を含む46名の方が元施設職員に殺傷されるという、大変痛ましい事件が発生しました。障がい者の方達の暮らしのよりどころとなっ

ている施設に於いて、無抵抗の多くの方々の命を奪った残虐で卑劣な行為は断じて許されるものではありません。

よって、国に於かれましては、このような悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう左記について強く要望いたします。

他1項目

介護保険制度のサービ スを行わないことを求める 意見書

高齢者の自立した生活を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求めます。

1 要介護1・2の生活援助サービスは、現行通り、介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。あわせて、現在、地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全、安心に暮らせるよう改善を図ること。 他2項目

本採用教員の増員を求める 意見書

教育を取り巻く環境は複雑、困難化しており、いじめや不登校、障がいのある児童・生徒への対応、教育格差の解消等、教職員に求められる役割は大幅に

拡大しております。しかし、1年だけの契約で配置されている「臨時的任用教員」が教員の定数内で増加しており、不安定な雇用形態は、問題解決をより困難にさせます。よって、埼玉県及び埼玉県教育委員会の責任で定数内の本採用教員を大幅に増員されるよう強く求めます。

学費引き下げと給付制奨学 金の導入を求める意見書

日本は2012年に高校・大学の段階的な学費無償化を定めた国際人権規約の批准留保を撤回しました。経済協力開発機構加盟34カ国中、17カ国は大学授業料を無償化し、給付制奨学金導入は32カ国まで広がっています。どちらもないのは日本だけであり、学費無償化と給付制奨学金導入は世界の流れとなつて

議会活性化調査特別委員会

より市民に開かれた議会を目指し、議会の活性化を推進するための調査検討を行うため「議会活性化調査特別委員会」を設置しました。

- 委員長 遠藤 義法
- 副委員長 戸田 馨
- 委員 岩田 京子
- 五十嵐恵千子
- 吉川 敏幸
- 稲葉 剛治
- 互 金次郎

います。よって、学ぶ権利を保障し、経済的な理由で若者が進学をあきらめることがないよう左記のことを要請します。

1、高等教育の学費を段階的に引き下げること 他1項目

請願

今定例会では、1件の請願が提出され、審査の結果、採択となりました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、吉川市の子どもの健康を支えるための検診助成についてのお願いに関する請願

請願者 大武 智恵
紹介議員 岩田 京子
小林 昭子

事故から五年半が経過し、福島では甲状腺がんの発症率が事故前の百万人に三人から、県民健康調査では三千人に一人、地域別によっては数十倍の多発がみられている。政府は原発事故が原因とは考えにくいと見解を述べているが、甲状腺がんはチエルノブイリでも唯一事故由来を認められた疾患である。

吉川市にも放射能が飛散し、多くの市民が被曝をしたことは事実で、市民および子ども達の健康影響が心配されるところだ。吉川市として子ども達の健全な健康を見守り、今後の保健事業にかすよう、甲状腺のEco-検査費用の助成の実施と、その検査結果の把握を願いたい。

懲罰特別委員会を設置

◆稲垣茂行議員に陳謝処分◆

9月21日(水)本会議中、稲垣議員の市政に対する一般質問中の発言について、中嶋議員他2名から地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条の規定により、「稲垣茂行議員に対する懲罰動議」が提出されました。

懲罰特別委員会の設置が決定し、各会派から選出した委員により、ただちに懲罰特別委員会が開かれ、地方自治法第135条の懲罰のうち、採決の結果、陳謝と出席停止が同数となり、委員長裁決により、陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

会議再開後、降旗懲罰特別委員長からの委員長報告が行われ、採決の結果、稲垣議員を除く賛成全員で、陳謝の懲罰を科すことを決定し、稲垣議員は左記の内容の陳謝文を読み上げました。

先ほどの市政に対する一般質問の「公金紛失」の再質問発言中、警察へ被害届を提出し、捜査中にもかかわらず不穏当な発言をしたことについては、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申し訳ありません。深くお詫びいたします。ここに反省し、誠意を披瀝して衷心より陳謝いたします。今後、このようなことの無いよう努めます。

△地方自治法▽

「品位の保持」
第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。
【懲罰理由】
第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

②懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。
【懲罰の種類及び除名の手続】
第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。
一、公開の議場における戒告
二、公開の議場における陳謝
三、一定期間の出席停止
四、除名

③第一項第四号の除名については、当該地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者が同意しなければならない。

△吉川市議会議事規則▽
第百五十一条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。
第百六十条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第四十九条(秘密の保持)第二項又は第百十三條(秘密の保持)第二項の規定の違反に係るものについては、この限りではない。